

処遇改善加算・特定処遇改善加算

処遇改善 = 給料アップ

【処遇改善加算】

- ・平成 24 年度から導入
- ・生活介護事業、共同生活援助事業の生活支援員が対象 ※サビ管を除く
- ・毎月の基本給、資格手当、シフト勤務手当、運転手当に含んでいる

【特定処遇改善加算】

- ・令和 2 年度から導入
- ・生活介護事業、共同生活援助事業のサビ管、生活支援員を A, B, C の 3 グループに分け、A, B グループに該当する職員が支給対象
- ・年 2 回賞与と合わせて支給
- ・支給額は、特定処遇改善加算額により決定。加算額の合計を該当職員に分配する。

<A グループ>

- ・10 年以上勤続の有資格者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、サビ管)

<B グループ>

- ・3 年以上勤続している有資格者又は生活支援員

<C グループ>

- ・その他の生活支援員

※加算の総額を A : B = 2 : 1 (1 人当たり)の割合になるように分配

※毎年度 4 月 1 日時点の勤続年数を基準とする